14. 広告景観モデル地区（条例第32条）

丹波篠山市では、農の都にふさわしい景観形成を図るため、屋外広告物についても地域の特性に応じた広告景観の形成に取り組んでいます。この取り組みの一つとして、次のいずれかに該当する地域のうち、広告物等と地域環境との調和を図ることが特に必要な区域を、「広告景観モデル地区」として指定できる制度を設け、良好な広告景観の形成を図ります。

① 主要な道路に沿った地域
② 河川、渓谷、森林及びこれらの付近の地域
③ 駅前、街路沿い、官公署の周辺等で、その地域を代表し、又はその地域の特徴を表している区域
④ 前各号のほか、地域の良好な景観の形成を図ることが特に必要であると認められる地域

◆篠山口駅周辺広告景観モデル地区

兵庫県屋外広告物条例に基づき、平成１１年度にモデル地区として県知事より指定を受け、平成１２年４月１日より運用を行っています。

【モデル地区の区域】大沢、味間新、大沢新及び中野の各地内

丹波篠山市 まちづくり部 地域計画課 景観室

〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町41
TEL（079）552-1118 / FAX（079）552-0619
https://www.city.tambasasayama.lg.jp/jigyoshanohohe/machizukuri_keikan/8876.html

2023.4 発刊

丹波篠山市 屋外広告物条例の手引き 2023

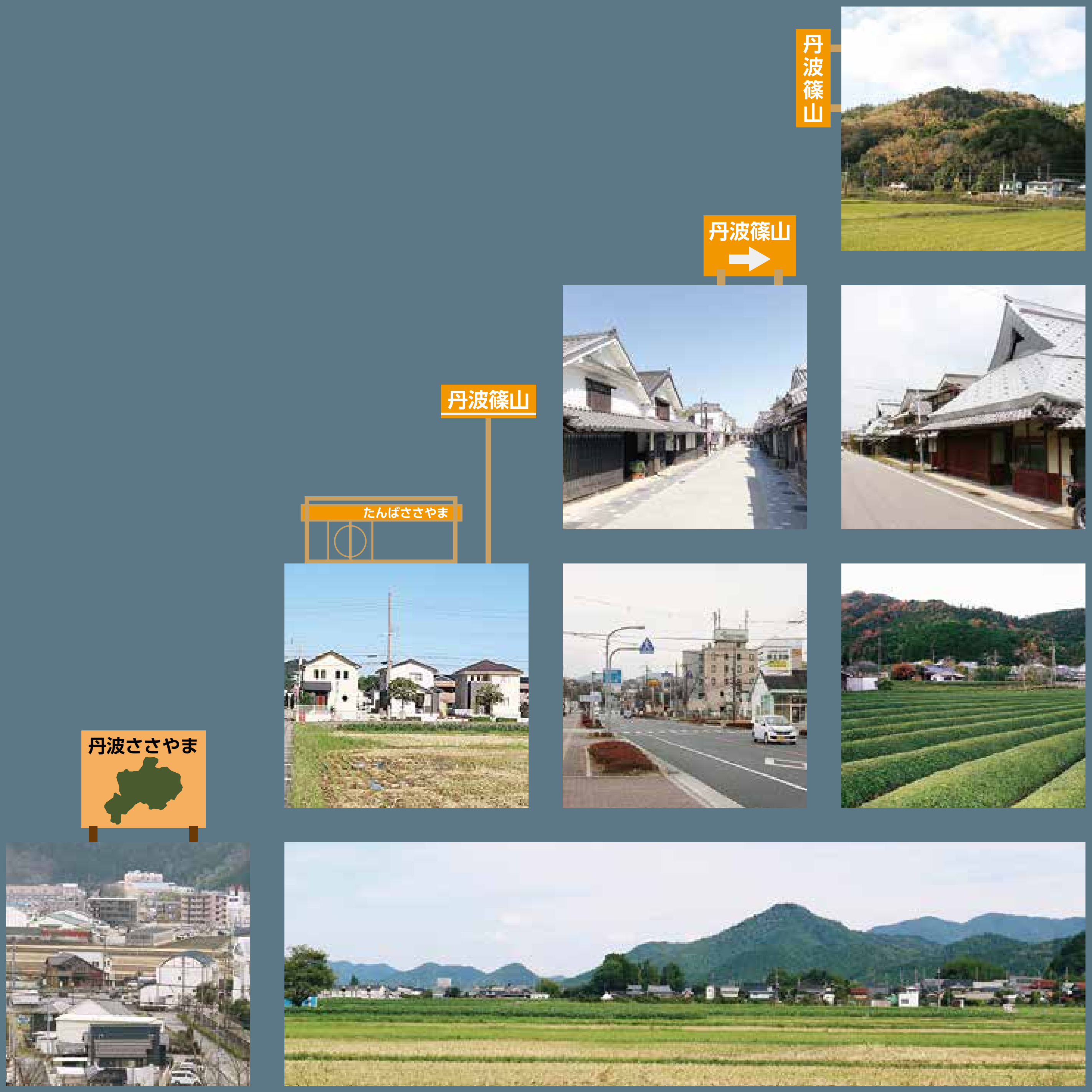

丹波篠山市

目　次

１．屋外広告物とは …… １
２．丹波篠山市屋外広告物条例の概要 …… ２
３．広告物掲出の許可 …… ３
４．広告物等規制地域 …… ３
５．田園沿道区域 …… ３
６．禁止物件 …… ４
７．禁止広告物 …… ４
８．適用除外広告物 …… ５
９．許可の基準 …… ７
（１）共通基準 …… ７
（２）地域別基準 …… ８
１）第１種地域（自然環境地域） …… ８
２）第２種地域（歴史環境地域：重要伝統的建造物群保存地区） …… １０
３）第３種地域（歴史環境地域：歴史地区等） …… １２
４）第４種地域（住環境地域・ＩＣ周辺地区） …… １４
５）第５種地域（沿道環境等地域） …… １６
６）第６種地域（田園環境地域） …… １８
７）第７種地域（市街地） …… ２０
（３）各地域共通の個別基準適用の広告物 …… ２２
１）電柱利用広告 …… ２２
２）街灯利用広告 …… ２２
３）バス停留所標識利用広告 …… ２２
４）消火栓標識利用広告 …… ２２
５）アーチ利用広告 …… ２３
６）アーケード利用広告 …… ２３
７）自動車表示広告 …… ２３
８）垣・塀利用広告 …… ２３
９）広告幕 …… ２３
１０）アドバルーン …… ２３
１１）広告旗 …… ２４
１２）置看板・立看板 …… ２４
１０．特例基準 …… ２４
１１．許可申請手続き …… ２５
１２．その他の事項 …… ２６
１３．経過措置 …… ２７
丹波篠山市屋外広告物規制区域図

１. 屋外広告物とは

次の要件の全てを満たすものをいいます。

① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
② 屋外で表示されるもの
③ 公衆に表示されるもの
④ 看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

商業広告だけでなく、営利を目的としないものも含まれます。
ただし、次のようなものは屋外広告物に含まれません。
○街頭で配布されるチラシなどの定着性のないもの
○駅等の改札口の内側にある広告物
○工場、野球場、遊園地等で、その構内にいる特定の人を対象とするもの
○音響広告　など

広告物の種類

■屋外広告物の分類

自家用広告物	自己の住所、事業所、営業所等に、自己の氏名、名称、店名、商標又は事業等の内容を表示する広告物をいいます。
管理用広告物	自己の所有する土地又は物件の管理を目的として、管理上必要な事項を表示する広告物をいいます。（○○建設予定地、○○会社所有等）
道標・案内図板等	特定の区域、場所等の案内等のために、公共的目的をもって掲出される広告物をいいます。
案内誘導広告物	公衆の利便に供する目的で、集客施設・店舗等への案内誘導のために掲出される広告物をいいます。
野立広告物	自己の敷地外に建植えするもののうち、道標・案内図板等及び案内誘導広告物以外の広告物をいいます。

2. 丹波篠山市屋外広告物条例の概要

(1)目的(条例第1条)

屋外広告物及び広告物を掲出する物件について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致（自然の美しさ）を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的としています。

〇良好な景観の形成・風致の維持
- 地域の景観との調和を図り、良好な景観を創出
- 自然美を阻害しない

〇危害の防止
倒壊等を防止し、通行や見通しを妨害しない

(2)責務

1）市の責務（条例第３条）

（ア）条例の目的を達成するため、広告物に関する啓発その他の必要な施策を策定し、実施します。
（イ）広告物等の掲出にあたっては、良好な景観の形成について、先導的役割を果たすよう努めます。
（ウ）広告主等に対する指導を行います。

2）広告主等の責務（条例第４条）

広告主、広告物等を表示し、若しくは設置する者及び広告物等を管理する者は、この条例を遵守するとともに、市が実施する広告物に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

3）市民の責務（条例第５条）

市民は、市が実施する広告物に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(3)規制

丹波篠山市の有する良好な景観や風致を維持し、公衆に対する危害の防止を図るため、屋外広告物を掲出するにあたっては許可が必要です。

また、信号機や街路樹など屋外広告物を掲出してはいけない物件を定めています。

丹波篠山市屋外広告物条例

〇許可（条例第８条）
広告物を掲出するために許可が必要
〇屋外広告物等規制地域（条例第９条）
地域又は場所の特性に応じて広告物の掲出を規制する地域等を指定
〇禁止物件（条例第１０条）
広告物等を掲出できない物件

〇適用除外広告物（条例第１２条）
社会生活上必要な広告物については、地域的規制や物件的規制が除外される場合があります。
（例）自家用広告物、案内誘導広告物、管理用広告物 等

3.広告物掲出の許可(条例第8条)

屋外広告物を掲出するためには、一定の広告物を除き、あらかじめ市長の許可が必要です。
なお、許可にあたっては、次の条件に適合しなければなりません。
①許可基準に適合すること
②禁止広告物に該当しないこと

4.広告物等規制地域

良好な景観又は風致を維持するため、丹波篠山市景観計画の区域区分を基本に、以下の７つの地域に区分しています。

区域区分	土地利用区分	対　象　区　域
第 1 種 地 域	自然環境地域	丹波篠山市景観計画の森の区域
第 2 種 地 域	歴史環境地域	文化財保護法の伝統的建造物群保存地区
第 3 種 地 域		①丹波篠山市景観計画の歴史的な町の区域 ②丹波篠山市景観計画の歴史地区
第 4 種 地 域	住環境地域 IC 周辺地区	①都市計画法の第１種低層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域 ②丹波篠山市景観計画の沿道地区（丹南篠山口 IC 周辺地区（国道 176 号沿いの用途地域を除く））
第 5 種 地 域	沿道環境等地域	①国道 173 号、176 号（用途地域を除く）、372 号及び県道川西篠山線、篠山三和線、黒石三田線、篠山山南線（八上下～糯ケ坪、風深～丹波市境）、長安寺西岡屋線（岡野小学校北交差点～長安寺）の路端から 100m 以内の区域 ②JR 福知山線の路端から 100m 以内の区域（用途地域を除く） ③篠山川（渡瀬橋～丹波市境）及び武庫川（真南条川合流点～三田市境）の境界線から 100m 以内の区域
第 6 種 地 域	田園環境地域	丹波篠山市景観計画のさとの区域
第 7 種 地 域	市　　街　　地	丹波篠山市景観計画のまちの区域

※　上記地域が重複して該当する場合は、若い番号の地域が優先されます。

5.田園沿道区域

沿道の良好な田園景観を保全するため、田園風景が広がる道路沿いを田園沿道区域に指定し、指定区域内における野立広告物や案内誘導広告物（一部の適用除外広告物（P.5 参照）を除く）の掲出を禁止します。

指定区域	次の路線の路端から１００m以内の区域 ①市道杉西吹線・市道西紀丹南線（網掛交差点～市道口阪本花尾線との交点） ②市道口阪本花尾線・市道篠山西紀線（市道西紀丹南線との交点～県道長安寺西岡屋線との交点） ③県道本郷東浜谷線（郡家交差点～市道瀬利菅線との交点） ④市道城西線（市道中央線との交点～風深交差点） ⑤県道池上杉線（東吹交差点～尾根橋北詰交差点） ⑥県道三田篠山線（北交差点～国道 372 号との交点） ⑦国道 372 号（舟瀬橋東詰～城東支所前交差点） ⑧国道 372 号（出合橋西詰～辻交差点） ⑨国道 372 号（小野新交差点～天引トンネル入口）
適用除外広告物	案内誘導広告物で次のいずれかに該当するものに限り掲出することができます。 ①指定道路区間から視認できないもの ②交通信号機を有する交差点、その他市長が特に指定する交差点からの距離が３０m以内のもの ③施設等への誘導距離が１㎞以内で、１施設等につき１基かつ１方向の表示面積が１㎡以下のもの

6.禁止物件

禁止物件とは、屋外広告物が掲出されることにより、その本来の機能が阻害されるとともに、良好な景観若しくは風致の維持や公衆に対する危害防止に支障をきたす恐れがあることから、掲出を原則禁止している物件です。

（1）広告物を掲出できない物件（条例第10条第1項）

①橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
②石垣、擁壁その他これらに類するもの
③街路樹及び路傍樹
④信号機、道路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上の柵並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
⑤市長が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの
⑥消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
⑦郵便ポスト及び公衆電話ボックス
⑧発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
⑨煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
⑩銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
⑪景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
⑫景観の形成等に関する条例（昭和 60 年兵庫県条例第 17 号）により指定された景観形成重要建造物及び景観形成重要樹木
⑬その他、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する物件

（2）貼紙、貼札、広告旗及び立看板を表示できない物件（条例第10条第2項）

①電柱、街灯その他これらに類するもの（上記⑤以外）
②アーチの支柱及びアーケードの支柱

（3）道路の路面への広告物表示禁止（条例第10条第3項）

7.禁止広告物（条例第11条）

次の広告物は掲出することができません。

①著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
②著しく破損し、又は老朽化したもの
③倒壊又は落下のおそれがあるもの
④信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
⑤道路交通の安全を阻害し、又は阻害するおそれがあるもの

8.適用除外広告物

社会生活上必要な広告物については、その掲出目的、表示面積等一定基準に適合する場合に限り、地域的規制や物件的規制が適用されない場合があります。

（1）許可を受けることなく広告物等規制地域や禁止物件に掲出できるもの（条例第12条第1項）

①法令の規定（道路法、建築基準法、建設業法等）により掲出するもの
②国、地方公共団体及び規則で定める公共的団体（※）が公共的目的をもって掲出するもの（ただし、公共的団体が掲出するものは、寄贈者名等の表示の割合が1／5以下のもの）

※公共的団体とは

・国や地方公共団体が出資等している団体（株式会社を除く）
・国や地方公共団体を構成員の全部又は一部として組織された団体
・土地改良区等の公共組合
・日本赤十字社
・社会福祉法による社会福祉法人
・高速道路株式会社法に規定する会社
・自治会、まちづくり協議会その他これらに類する住民が組織する団体
・その他、市長が特に認める公共的団体

表示面積が５㎡を超えるものは、公共広告物等表示・設置届が必要です。

③公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等及びこれらを掲出する物件
④非常災害のため必要な応急措置として掲出するもの
⑤公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を掲出するもので、次の基準に適合するもの

区　分	基　　準			
表示面積	0.5㎡以下かつ表示方向からみた物件等の平面面積の 1/20 以下			
数　　量	1 施設又は 1 物件等につき 1 枚（基）			
色彩基準	規制色を使用する地色（文字その他の具体的な図柄以外の色をいう。以下同じ。）部分の表示面の面積に対する割合は下の表のとおり。ただし、1 枚当たりの面積が【 】内の場合は除く。			
	第１種地域	1/3 以下	第５種地域	1/2 以下【7 ㎡未満】
	第２種地域	1/5 以下	第６種地域	1/2 以下【7 ㎡未満】
	第３種地域	1/3 以下【3 ㎡未満】	第７種地域	1/2 以下【15 ㎡未満】
	第４種地域	1/3 以下【5 ㎡未満】		

※　規制色とはマンセル表色系の以下の範囲の色をいいます。

地　域	規制色の範囲
第１種	・色相が R（赤）、YR（橙）は彩度６以上 ・その他の色相は彩度４以上
第２種	
第３種	
第４種	・色相が R（赤）、YR（橙）は彩度８以上 ・その他の色相は彩度６以上
第５種	
第６種	
第７種	

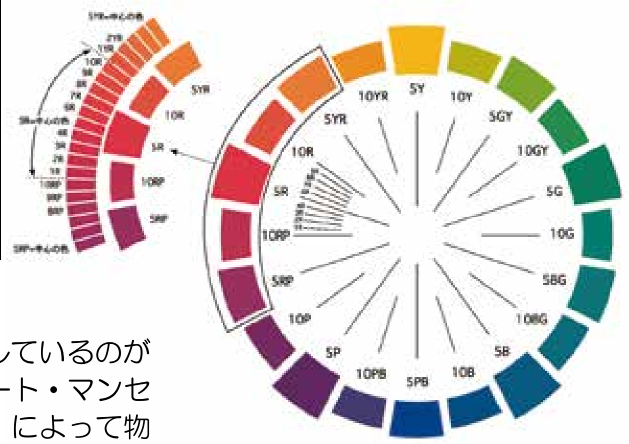

●マンセル表色系

表色系とは「色の表わし方」のこと。国際的に普及しているのが「マンセル表色系」で 1905 年アメリカの画家アルバート・マンセルによって考案された。色の三属性（色相・明度・彩度）によって物体色を系統的に色を配列し、標準となる色見本を体系（表色体系）で示している。

（２）許可を受けることなく広告物等規制地域に掲出できるもの（条例第１２条第２項）

①自家用広告物で、各地域の許可不要面積内で許可基準に適合するもの

区 分	基 準						
地 域	第１種	第２種	第３種	第４種	第５種	第６種	第７種
表示面積の合計	５㎡以下					10㎡以下	
数 量	３枚（基、個）以下						
その他	許可の共通基準（P.7参照）及び屋上利用広告物（第１・２種地域を除く）、壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（表示面積基準を除く）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の許可基準に適合していること						

②管理用広告物で、次の基準及び許可基準に適合するもの

【管理用広告物の許可不要基準】

区 分		基 準						
地 域		第１種	第２種	第３種	第４種	第５種	第６種	第７種
表示面積の合計		５㎡以下	10㎡以下					
数 量		２枚（基、個）以下	３枚（基、個）以下					
敷地内建植え広告	地上からの高さ	5m以下		7m以下		10m以下		
	１方向の表示面積	―	５㎡以下	７㎡以下		―		
掲出場所		・屋上への掲出禁止 ・建築物の壁面からの突出禁止						―
色彩基準		規制色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合は下のとおり。ただし、１枚当たりの面積が【 】内の面積未満の場合は除く。						
		1/3以下	1/5以下	1/3以下【3㎡】	1/3以下【5㎡】	1/2以下【7㎡】		1/2以下【15㎡】
そ の 他		ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止	ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するものでネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く）かつ光源の点滅禁止			ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサイン禁止		―
		許可の共通基準（P.7参照）及び屋上利用広告（第１・２種地域除く）、壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（表示面積基準除く）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること						

③冠婚葬祭又は祭礼のため、一時的に掲出するもの

④講演会、展覧会、音楽会等のために会場の敷地内に掲出するもので次の基準に適合するもの

区 分	基 準
表示面積	10㎡以下
地上からの高さ	5m以下
掲出場所	・会場の敷地内に掲出すること ・道路から５m以内の場所での広告旗の掲出禁止
その他	・催物の名称、開催期日、開催内容、主催者名等催物の案内に必要な事項のみ表示する ・表示期間は、開催される日の１４日前から当該催物が終了するまでの日とする

⑤自動車に表示する広告物で、自動車の車体に所有者若しくは管理者の氏名や自己の事業、営業の内容または非営利目的の活動のために行う事項を表示するもの

⑥道路運送車両法による登録を受けた自動車で、使用の本拠の位置が他の地方公共団体の区域内に存する場合において、当該地方公共団体の広告物等の規制に関する条例の規定により表示するもの

⑦人、動物又は車両（自動車を除く。）に表示するもの

⑧地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの

⑨営利を目的としない活動のために表示する貼紙、貼札、広告旗、立看板及びこれらを掲出する物件で次の基準に適合するもの

区 分	基 準
表示内容	政治活動、宗教活動、労働運動その他の営利を目的としない活動のために行う宣伝、集会、行事、催物等に関する事項を表示するもの
表示期間	貼紙、貼札、広告旗及び立看板は３０日以内
表示面積	・貼紙及び貼札は0.5㎡以下、広告旗及び立看板は２㎡以下 ・貼紙を掲出する物件（掲示板）は２㎡以下

（３）許可を受けることなく禁止物件に掲出できるもの（条例第１２条第３項）

①石垣・擁壁等、発電用風力設備、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突・ガスタンク、水道タンク等に掲出する自家用広告物で、次の基準に適合するもの

区 分	基 準						
地 域	第１種	第２種	第３種	第４種	第５種	第６種	第７種
表示面積	５㎡以下						
数 量	１物件につき１枚（基、個）						
掲出場所	・石垣、擁壁等に掲出しないこと ・物件の外郭線から突出しないこと						
色彩基準	規制色を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合は下のとおり。ただし、１枚当たりの面積が【 】内の面積未満の場合は除く。						
	1/3以下	1/5以下	1/3以下【3㎡】	1/3以下【5㎡】	1/2以下【7㎡】		1/2以下【15㎡】

②管理用広告物

9.許可の基準（条例第１４条）

（１）共通基準

①特に景観に配慮すべき地域又は場所においては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を当該景観と調和したものとすること。

②広告物の裏面及び側面並びに広告物を掲出する物件にあっては、塗装その他の装飾をし、かつ、その装飾を表示面と調和したものとすること。

③ネオンサインその他照明を使用する広告物等にあっては、昼間における美観の維持に必要な対策を講じること。

④蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）又は反射光の強い塗料を使用しないこと。

⑤第６種地域及び第７種地域において、高さが12mを超える建築物に掲出する広告物等の表示面積の合計は、一つの建築物の壁面合計面積の１／２を超えないこと。

⑥都市計画法の規定により定められた第１種住居地域、第２種住居地域及び準住居地域にあっては、一つの敷地内に掲出する広告物（自家用広告物を除く）の表示面積の合計は、10㎡未満とすること。

（2）地域別基準

1）第1種地域（自然環境地域）

① 自家用広告物

表示面積の合計	１０㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は５㎡以下）
数　　　量	３枚（基、個）以下
その他の表示方法	①建築物の壁面からの突出禁止 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止
その他の基準	許可の共通基準（P.７参照）及び壁面利用広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用屋外広告物の個別基準

色彩基準	規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の１／３以下	
①屋上利用広告	設置禁止	
②壁面利用広告	表示面積の合計	①１枚当たり５㎡以下、壁面の１／５以下 （LED サインを使用する場合は、その表示面積に４を乗じて得た面積が壁面の 1/5 以下） ②広告幕は長さ１５m 以下（懸垂幕は１２m以下）、幅１.５m 以下
	地上からの高さ	１２m以下（高さが１２m を超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	その他表示方法	①壁面の外郭線からの突出禁止 ②窓・開口部はふさがないこと（広告幕は除く） ③同一意匠は１壁面に１個（枚）
③壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から１.５m 以下、道路境界線から１m 以下
	地上からの高さ	１２m以下（高さが１２m を超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	道路面からの高さ	４.５m 以上（歩道２.５m 以上）
	その他表示方法	・壁面上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から１０m 以内でネオン管の露出しているネオンサイン又は LED サインの使用禁止かつ光源の点滅禁止
④庇利用広告	表示面積の合計	５㎡以下
	広告物の高さ	３m 以下、地上から設置箇所までの高さの１／３以下
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと

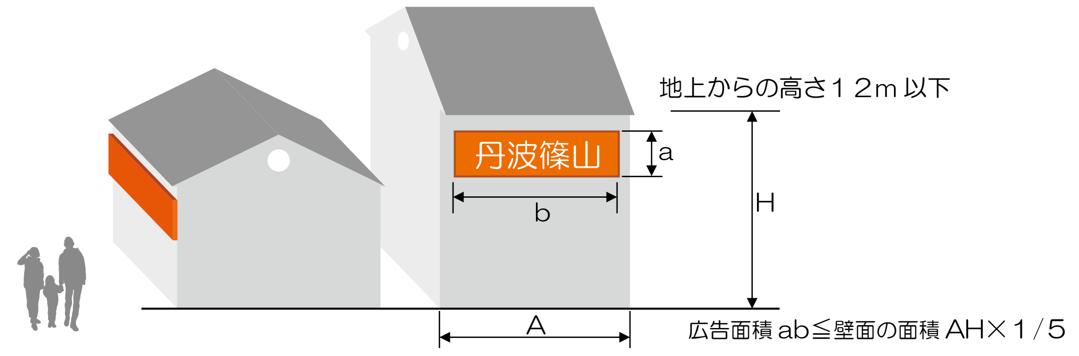

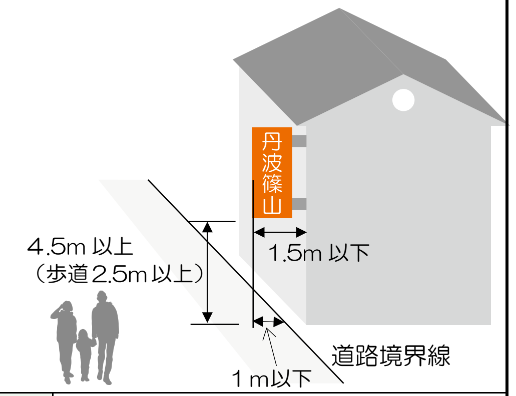

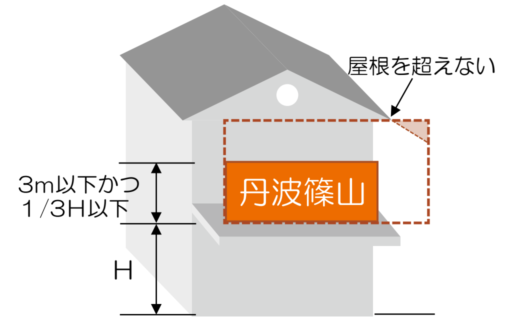

※　庇利用広告とは、建築物の１階の屋根、軒又は庇に設置する広告物をいいます。

⑤自己敷地内建植え広告	１方向の表示面積	５㎡以下
	数　　　量	２基以下
	地上からの高さ	５m以下
⑥自己敷地外建植え広告（野立広告物）	設置禁止	

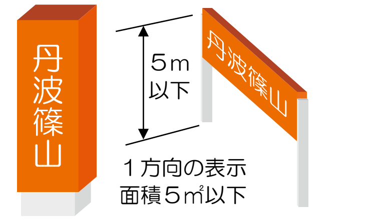

⑦道標・案内図板等	１方向の表示面積	道　　標	１㎡以下
		案内図板	３㎡以下
		説明板	２㎡以下
		その他	３㎡以下
	自己敷地外建植え	地上からの高さ	３m以下
		相互距離	５m 以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離５m 以上
		その他	①寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合１／５以下 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止
	その他の基準	許可の共通基準（P.７参照）及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
⑧案内誘導広告	１方向の表示面積	５㎡以下	
	その他の基準	許可の共通基準（P.７参照）及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること	
	自己敷地外建植え	１方向の表示面積	①２㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ②集合案内誘導広告物にあっては、１方向の表示面の面積の合計は８㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方向の表示面の面積は１㎡以下
		数　　量	案内しようとする施設等につき５基以下
		横の長さ	２m 以下
		地上からの高さ	３m 以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は５m 以下）
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から１０km 以内
		相互距離	５m 以上
		掲出場所	①交通信号機・踏切からの距離５m 以上 ②田園沿道区域は設置禁止（P.３参照）
		その他表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合１／４以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ④集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること

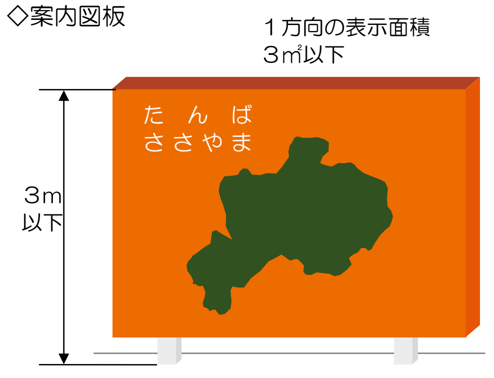

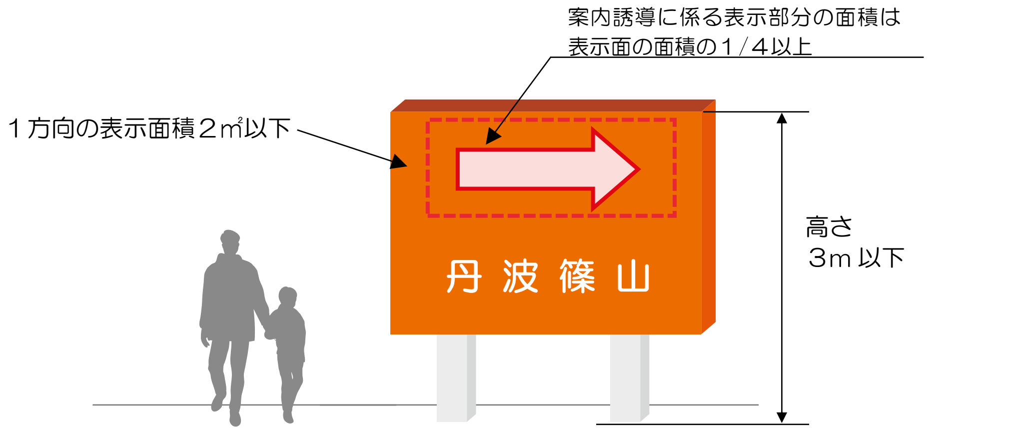

① 自家用広告物

表示面積の合計	10㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は7㎡以下）
数量	4枚（基、個）以下
その他の表示方法	①ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又はLEDサインを使用しないものを除く） ②光源の点滅禁止
その他の基準	許可の共通基準（P.7参照）及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

② 自家用及び非自家用屋外広告物の個別基準

色彩基準	規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/5以下	
①屋上利用広告	設置禁止	
②壁面利用広告	表示面積の合計	①1枚当たり5㎡以下、壁面の1/5以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下） ②広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	その他表示方法	①壁面の外郭線からの突出禁止 ②窓・開口部はふさがないこと（広告幕は除く） ③同一意匠は1壁面に1個（枚）

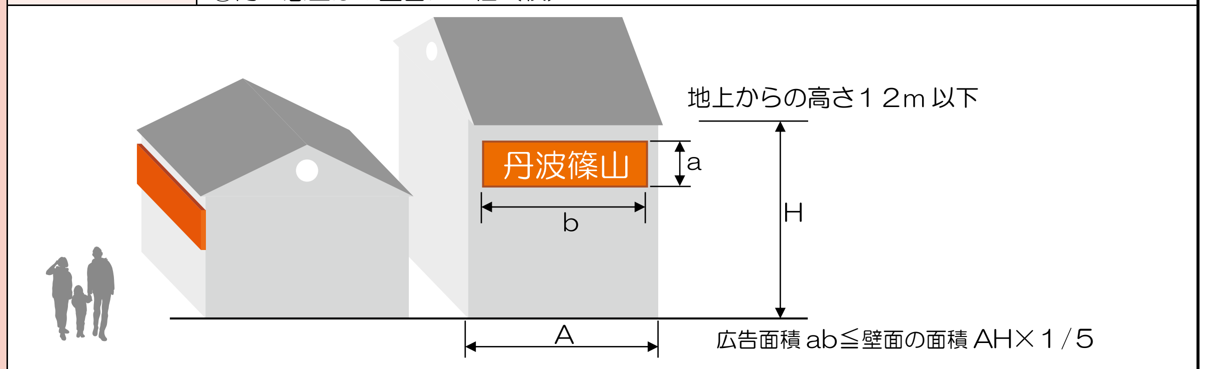

③壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	道路面からの高さ	4.5m以上（歩道2.5m以上）
	その他表示方法	・壁面上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内でネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止

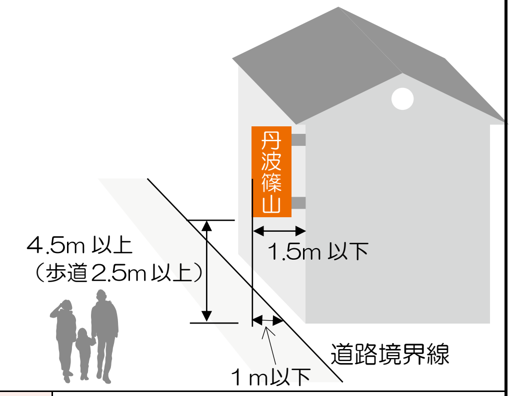

④庇利用広告	表示面積の合計	5㎡以下
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと

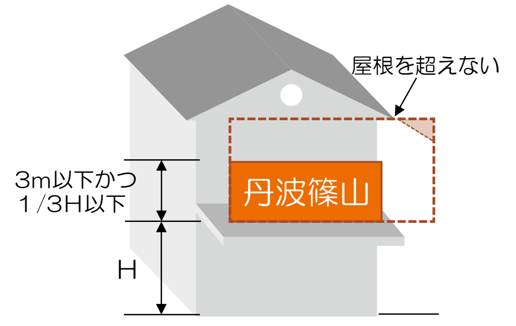

※ 庇利用広告とは、建築物の1階の屋根、軒又は庇に設置する広告物をいいます。

⑤自己敷地内建植え広告	1方向の表示面積		5㎡以下
	数量		2基以下
	地上からの高さ		5m以下
⑥自己敷地外建植え広告（野立広告物）	設置禁止		

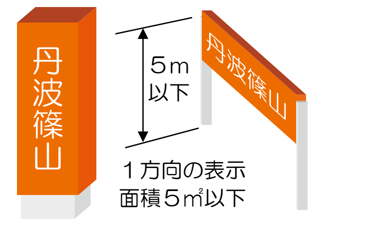

⑦道標・案内図板等	1方向の表示面積	道標	2㎡以下
		案内図板	6㎡以下
		説明板	4㎡以下
		その他	6㎡以下
	自己敷地外建植え	地上からの高さ	3m以下
		相互距離	5m以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上
		その他	①寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合1/5以下 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止
	その他の基準		許可の共通基準（P.7参照）及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること

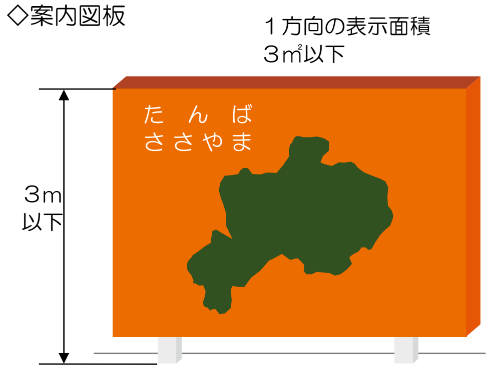

⑧案内誘導広告	1方向の表示面積		5㎡以内
	その他の基準		許可の共通基準（P.7参照）及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること
	自己敷地外建植え	1方向の表示面積	①2㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ②集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計は8㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方向の表示面の面積は1㎡以下
		数量	案内しようとする施設等につき5基以下
		横の長さ	2m以下
		地上からの高さ	3m以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は5m以下）
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内
		相互距離	5m以上
		掲出場所	①交通信号機・踏切からの距離5m以上 ②田園沿道区域は設置禁止（P.3参照）
		その他表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ④集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること

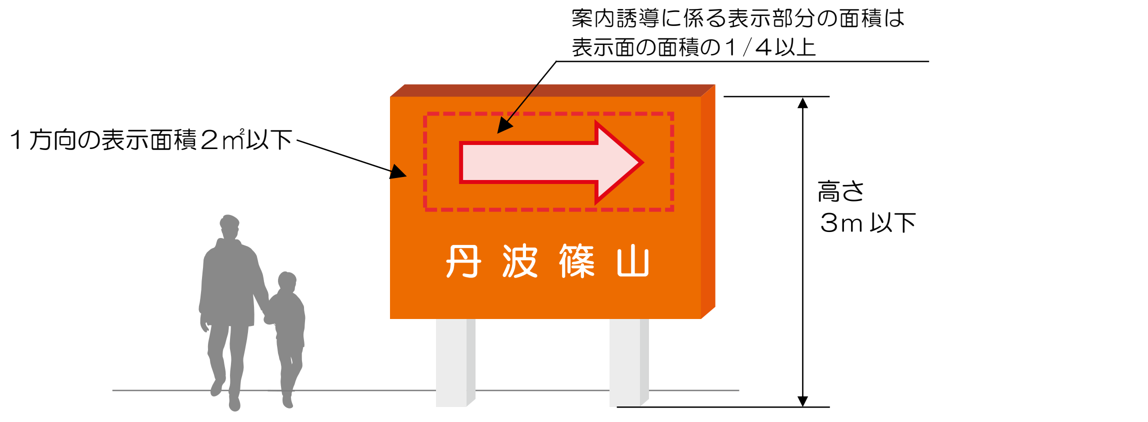

3）第3種地域（歴史環境地域：歴史地区等）

①自家用広告物

表示面積の合計	１５㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は７㎡以下）
数量	４枚（基、個）以下
その他の表示方法	①ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又は LED サインを使用しないものを除く） ②光源の点滅禁止
その他の基準	許可の共通基準（P.７）及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量)、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

②自家用及び非自家用屋外広告物の個別基準

色彩基準		規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の１/３以下（１枚当たり３㎡未満は除く）
①屋上利用広告	１方向の表示面積	７㎡以下
	広告物の高さ	３m 以下、地上から設置箇所までの高さの１/２以下
	地上からの高さ	１６m 以下（高さ１２m を超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さに３m を加えた高さ以下）
	掲出場所	①屋上構造物の壁面に限る ②木造建築物は設置禁止
	その他の表示方法	①建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面から突出禁止 ②支柱及び骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮蔽すること ③ネオン管の露出しているネオンサイン又は LED サインの使用禁止かつ光源の点滅禁止
②壁面利用広告	表示面積の合計	①１枚当たり７㎡以下、壁面の１/５以下 （LED サインを使用する場合は、その表示面積に４を乗じて得た面積が壁面の１/５以下） ②広告幕は長さ１５m 以下（懸垂幕は１２m以下）、幅１.５m 以下
	地上からの高さ	１２m以下（高さが１２m を超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	その他表示方法	①壁面の外郭線からの突出禁止 ②窓・開口部はふさがないこと（広告幕を除く） ③同一意匠は１壁面に１個（枚）
③壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から１.５m 以下、道路境界線から１m 以下
	地上からの高さ	１２m以下（高さが１２m を超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	道路面からの高さ	４.５m 以上（歩道２.５m 以上）
	その他表示方法	・壁面上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から１０m 以内でネオン管の露出しているネオンサイン又は LED サインの使用禁止かつ光源の点滅禁止

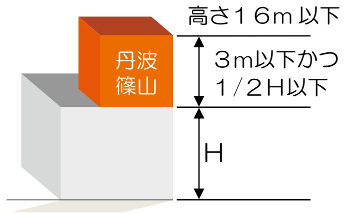

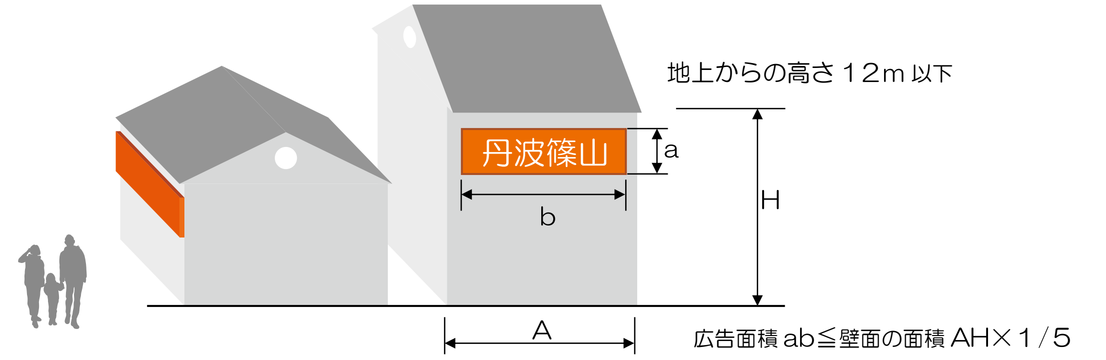

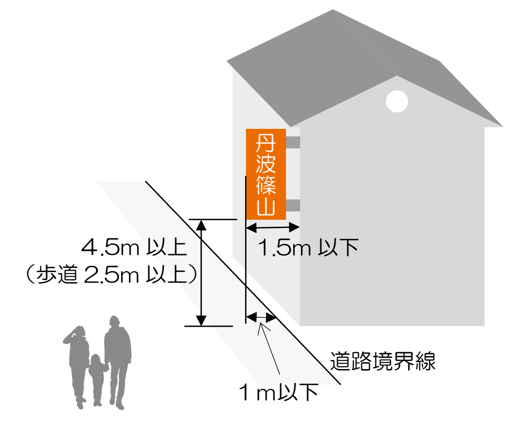

④庇利用広告	表示面積の合計	５㎡以下
	広告物の高さ	３m 以下、地上から設置箇所までの高さの１/３以下
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと

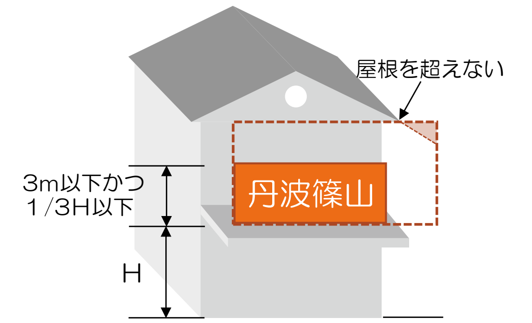

※　庇利用広告とは、建築物の１階の屋根、軒又は庇に設置する広告物をいいます。

⑤自己敷地内建植え広告	１方向の表示面積	７㎡以下
	数量	２基以下
	地上からの高さ	７m以下
	その他表示方法	地上からの高さが５mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なもの禁止
⑥自己敷地外建植え広告（野立広告物）		設置禁止

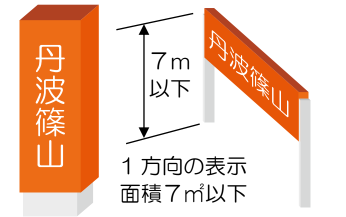

⑦道標・案内図板等	１方向の表示面積	道標	２㎡以下
		案内図板	６㎡以下
		説明板	４㎡以下
		その他	６㎡以下
	自己敷地外建植え	地上からの高さ	３m以下
		相互距離	５m 以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離５m 以上
		その他	①寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合１/５以下 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止
	その他の基準		許可の共通基準（P.７参照）及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること

◇案内図板

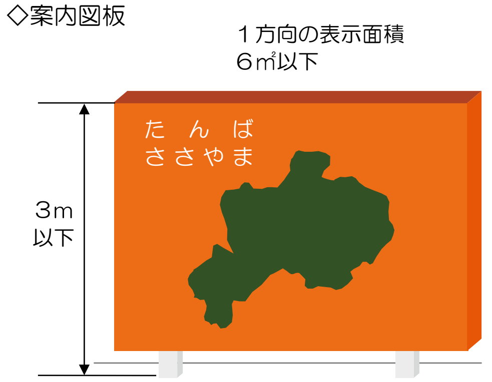

⑧案内誘導広告	１方向の表示面積	５㎡以下
	その他の基準	許可の共通基準（P.７参照）及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること
自己敷地外建植え	１方向の表示面積	①２㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ②集合案内誘導広告物にあっては、１方向の表示面の面積の合計は８㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方向の表示面の面積は１㎡以下
	数量	案内しようとする施設等につき５基以下
	横の長さ	２m 以下
	地上からの高さ	３m 以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は５m 以下）
	誘導距離	案内誘導しようとする施設から１０km 以内
	相互距離	５m 以上
	掲出場所	①交通信号機・踏切からの距離５m 以上 ②原則、田園沿道区域（P.３参照）は設置禁止
	その他表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合 1/4 以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ④集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること

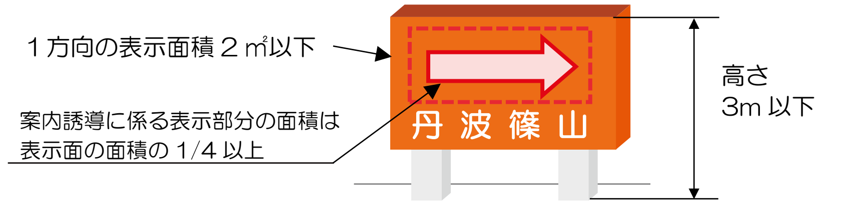

4）第4種地域（住環境地域・IC周辺地区）

① 自家用広告物

表示面積の合計	２０㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は１０㎡以下）
数量	４枚（基、個）以下
その他の表示方法	①ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又は LED サインを使用しないものを除く） ②光源の点滅禁止
その他の基準	許可の共通基準（P.７参照）及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

②自家用及び非自家用屋外広告物の個別基準

色彩基準		規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の１/３以下（１枚当たり５㎡未満は除く）
①屋上利用広告	１方向の表示面積	１０㎡以下
	広告物の高さ	３m 以下、地上から設置箇所までの高さの１/２以下
	地上からの高さ	１６m 以下（高さ１２m を超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さに３m を加えた高さ以下）
	掲出場所	①屋上構造物の壁面に限る ②木造建築物は設置禁止
	その他の表示方法	①建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面から突出禁止 ②支柱及び骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮蔽すること ③ネオン管の露出しているネオンサイン又は LED サインの使用禁止かつ光源の点滅禁止
②壁面利用広告	表示面積の合計	①１枚当たり１０㎡以下、壁面の１/５以下 （LED サインを使用する場合は、その表示面積に４を乗じて得た面積が壁面の１/５以下） ②広告幕は長さ１５m 以下（懸垂幕は１２m以下）、幅１.５m 以下
	地上からの高さ	１２m以下（高さが１２m を超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	その他表示方法	①壁面の外郭線からの突出禁止 ②窓・開口部はふさがないこと（広告幕を除く） ③同一意匠は１壁面に１個（枚）
③壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から１.５m 以下、道路境界線から１m 以下
	地上からの高さ	１２m以下（高さが１２m を超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	道路面からの高さ	４.５m 以上（歩道２.５m 以上）
	その他表示方法	・壁面上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から１０m 以内でネオン管の露出しているネオンサイン又は LED サインの使用禁止かつ光源の点滅禁止

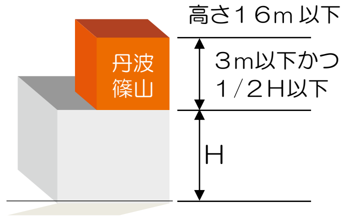

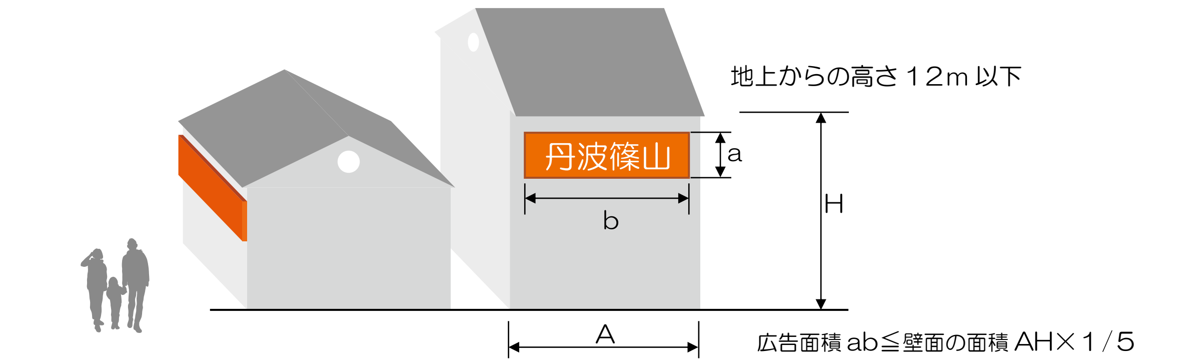

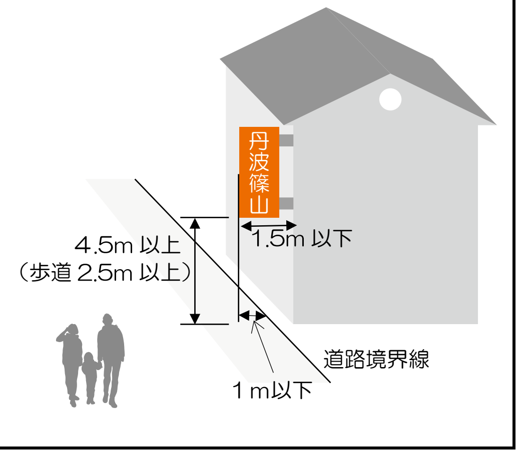

④庇利用広告	表示面積の合計	７㎡以下
	広告物の高さ	３m 以下、地上から設置箇所までの高さの１/３以下
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと

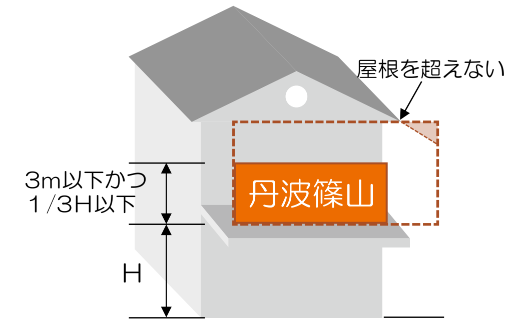

※ 庇利用広告とは、建築物の１階の屋根、軒又は庇に設置する広告物をいいます。

⑤自己敷地内建植え広告	１方向の表示面積	７㎡以下
	数量	２基以下
	地上からの高さ	７m以下
	その他表示方法	地上からの高さが５m を超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なもの禁止
⑥自己敷地外建植え広告（野立広告物）		設置禁止

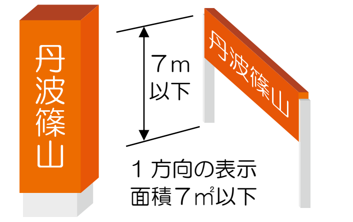

⑦道標・案内図板等	１方向の表示面積	道標	２㎡以下
		案内図板	６㎡以下
		説明板	４㎡以下
		その他	６㎡以下
	自己敷地外建植え	地上からの高さ	３m以下
		相互距離	５m 以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離５m 以上
		その他	①寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合１/５以下 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止
	その他の基準		許可の共通基準（P.７参照）及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること

◇案内図板

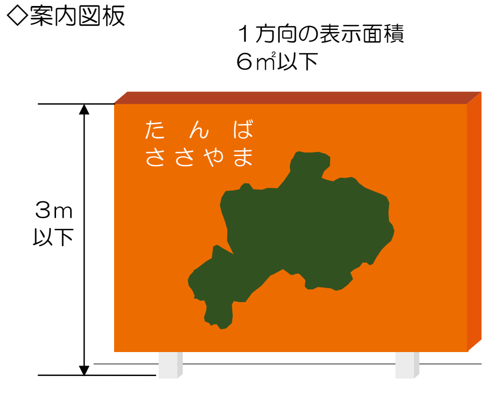

⑧案内誘導広告	１方向の表示面積		５㎡以下
	その他の基準		許可の共通基準（P.７参照）及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること
	自己敷地外建植え	１方向の表示面積	①２㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ②集合案内誘導広告物にあっては、１方向の表示面の面積の合計は８㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方向の表示面の面積は１㎡以下
		数量	案内しようとする施設等につき５基以下
		横の長さ	２m 以下
		地上からの高さ	３m 以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は５m 以下）
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から１０km 以内
		相互距離	５m 以上
		掲出場所	①交通信号機・踏切からの距離５m 以上 ②原則、田園沿道区域（P.３参照）は設置禁止
		その他表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合 1/4 以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ④集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること

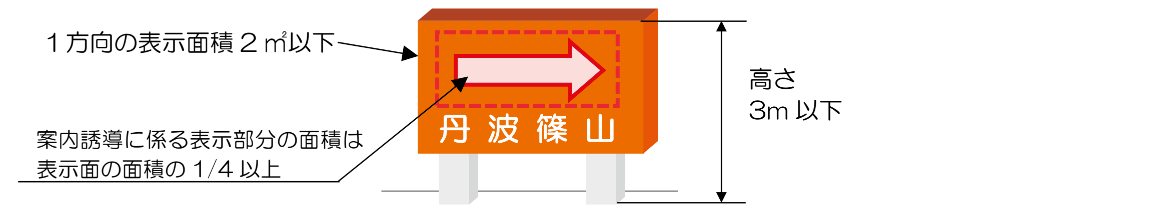

5）第5種地域（沿道環境等地域）

① 自家用広告物

表示面積の合計	３０㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は１５㎡以下）
数量	５枚（基、個）以下
その他の表示方法	①ネオン管の露出しているネオンサイン又は LED サインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なもの禁止
その他の基準	許可の共通基準（P.7 参照）及び屋上利用広告、壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

②自家用及び非自家用屋外広告物の個別基準

色彩基準		規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の１/２以下（１枚当たり７㎡未満は除く）
①屋上利用広告	１方向の表示面積	１５㎡以下
	広告物の高さ	３m 以下、地上から設置箇所までの高さの１/２以下
	地上からの高さ	１６m 以下（高さ１２m を超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さに３m を加えた高さ以下）
	掲出場所	木造建築物は設置禁止
	その他の表示方法	①建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面から突出禁止 ②支柱及び骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮蔽すること ③ネオン管の露出しているネオンサイン又は LED サインの使用禁止かつ光源の点滅が急速なもの禁止
②壁面利用広告	表示面積の合計	①１枚当たり１５㎡以下、壁面の１/５以下 （LED サインを使用する場合は、その表示面積に４を乗じて得た面積が壁面の１/５以下） ②広告幕は長さ１５m 以下（懸垂幕は１２m以下）、幅１.５m 以下
	地上からの高さ	１２m以下（高さが１２m を超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	その他表示方法	①壁面の外郭線からの突出禁止 ②窓・開口部はふさがないこと（広告幕を除く） ③同一意匠は１壁面に１個（枚）
③壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から１.５m 以下、道路境界線から１m 以下
	地上からの高さ	１２m以下（高さが１２m を超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	道路面からの高さ	４.５m 以上（歩道２.５m 以上）
	その他表示方法	・壁面上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から１０m 以内でネオン管の露出しているネオンサイン又は LED サインの使用禁止かつ光源の点滅禁止

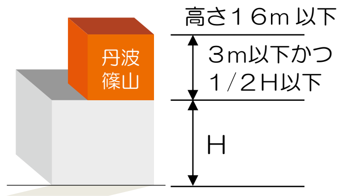

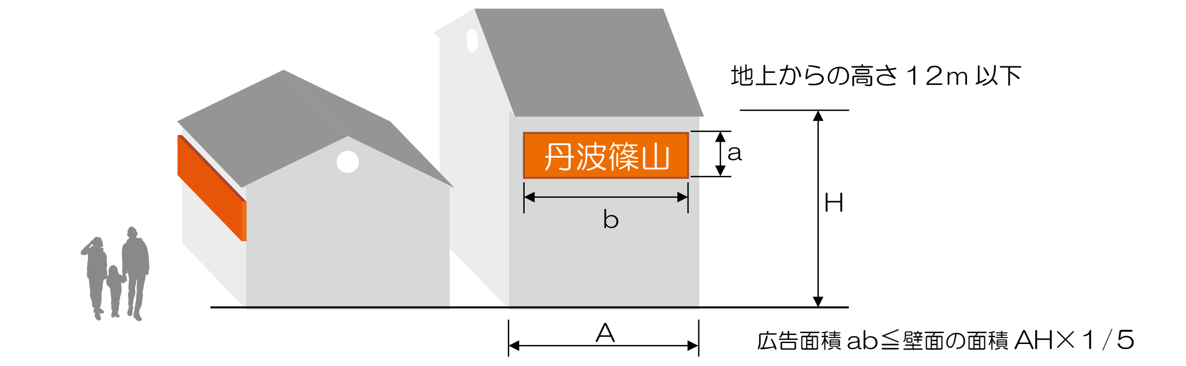

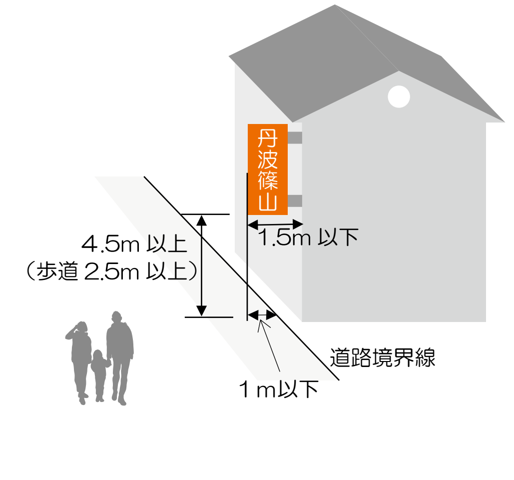

④庇利用広告	表示面積の合計	１０㎡以下
	広告物の高さ	３m 以下、地上から設置箇所までの高さの１/３以下
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと

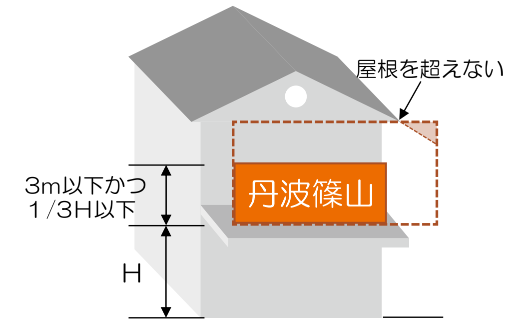

※ 庇利用広告とは、建築物の１階の屋根、軒又は庇に設置する広告物をいいます。

⑤自己敷地内建植え広告	１方向の表示面積	１０㎡以下
	数量	２基以下
	地上からの高さ	１０m以下
	その他表示方法	地上からの高さが５m を超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又は LED サインの使用禁止かつ点滅が急速なもの禁止
⑥自己敷地外建植え広告（野立広告物）		設置禁止

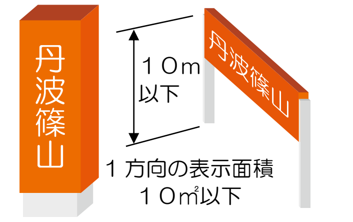

⑦道標・案内図板等	１方向の表示面積	道標	２㎡以下
		案内図板	６㎡以下
		説明板	４㎡以下
		その他	６㎡以下
	自己敷地外建植え	地上からの高さ	３m以下
		相互距離	５m 以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離５m 以上
		その他	①寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合１/５以下 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止
	その他の基準		許可の共通基準（P.７参照）及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること

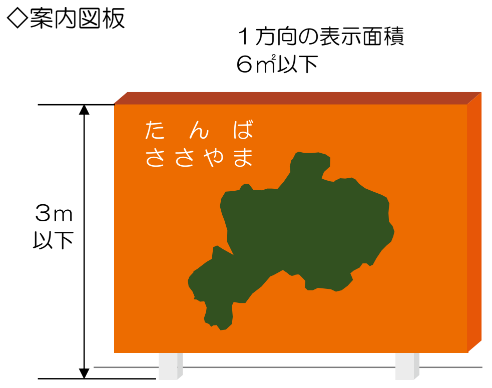

⑧案内誘導広告	１方向の表示面積		５㎡以下
	その他の基準		許可の共通基準（P.７参照）及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること
	自己敷地外建植え	１方向の表示面積	①２㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ②集合案内誘導広告物にあっては、１方向の表示面の面積の合計は８㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方向の表示面の面積は１㎡以下
		数量	案内しようとする施設等につき５基以下
		横の長さ	２m 以下
		地上からの高さ	３m 以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は５m 以下）
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から１０km 以内
		相互距離	５m 以上
		掲出場所	①交通信号機・踏切からの距離５m 以上 ②原則、田園沿道区域（P.３参照）は設置禁止
		その他表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合 1/4 以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ④集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること

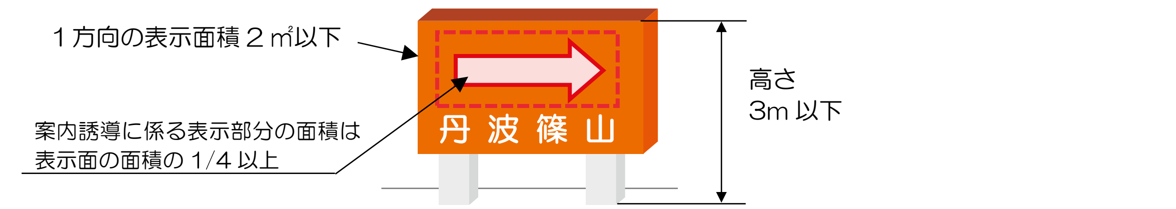

６）第６種地域（田園環境地域）

①　自家用広告物

表示面積の合計	３０㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は１５㎡以下）
数量	５枚（基、個）以下
その他の表示方法	①ネオン管の露出しているネオンサイン又は LED サインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なもの禁止
その他の基準	許可の共通基準（P.７参照）及び屋上利用広告、壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

②自家用及び非自家用屋外広告物の個別基準

色彩基準	規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の１/２以下（１枚当たり７㎡未満は除く）	
①屋上利用広告	１方向の表示面積	２０㎡以下
	広告物の高さ	3m 以下、地上から設置箇所までの高さの１/２以下
	地上からの高さ	１６m 以下（高さ１２m を超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さに 3m を加えた高さ以下）
	掲出場所	木造建築物は設置禁止
	その他の表示方法	①建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面から突出禁止 ②支柱及び骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮蔽すること ③ネオン管の露出しているネオンサイン又は LED サインの使用禁止かつ光源の点滅が急速なもの禁止

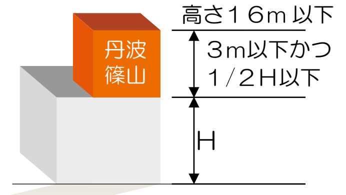

②壁面利用広告	表示面積の合計	①１枚当たり２０㎡以下、壁面の１/５以下 （LED サインを使用する場合は、その表示面積に４を乗じて得た面積が壁面の１/５以下） ②広告幕は長さ１５m 以下（懸垂幕は１２m以下）、幅１.５m 以下
	地上からの高さ	１２m以下（高さが１２m を超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	その他表示方法	①壁面の外郭線からの突出禁止 ②窓・開口部はふさがないこと（広告幕を除く） ③同一意匠は１壁面に１個（枚）

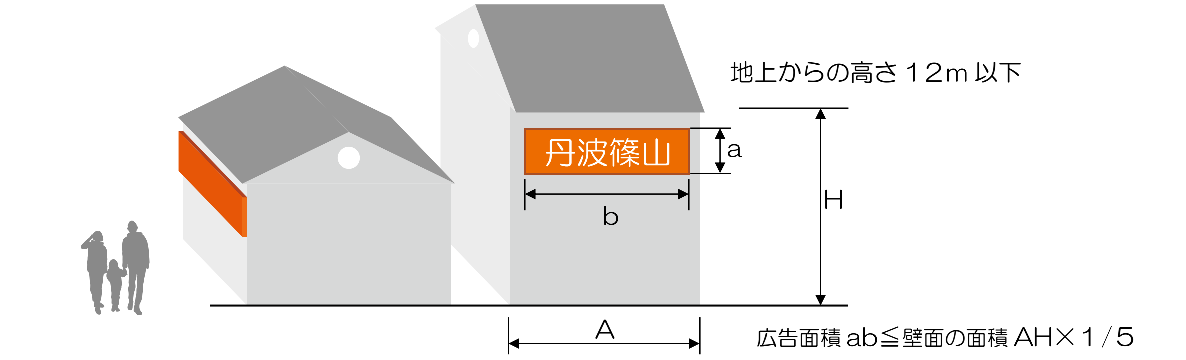

③壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から１.５m 以下、道路境界線から１m 以下
	地上からの高さ	１２m以下（高さが１２m を超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	道路面からの高さ	４.５m 以上（歩道２.５m 以上）
	その他表示方法	・壁面上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から１０m 以内でネオン管の露出しているネオンサイン又は LED サインの使用禁止かつ光源の点滅禁止

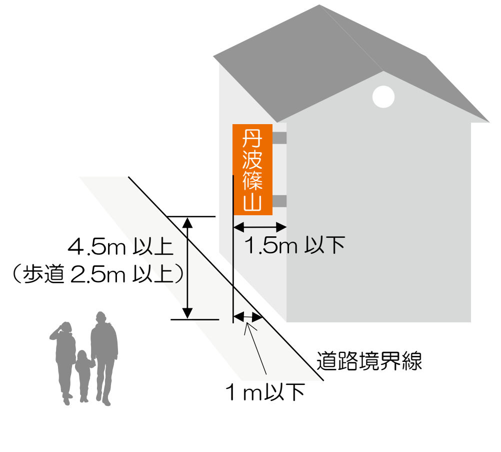

④庇利用広告	表示面積の合計	１５㎡以下
	広告物の高さ	3m 以下、地上から設置箇所までの高さの１/３以下
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと

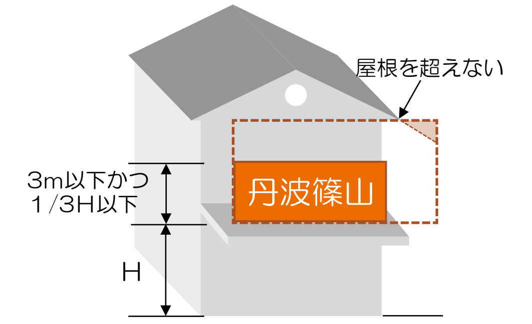

※　庇利用広告とは、建築物の１階の屋根、軒又は庇に設置する広告物をいいます。

⑤自己敷地内建植え広告	１方向の表示面積	１０㎡以下
	数量	２基以下
	地上からの高さ	１０m以下
	その他表示方法	地上からの高さが５m を超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又は LED サインの使用禁止かつ点滅が急速なもの禁止
⑥自己敷地外建植え広告（野立広告物）	設置禁止	

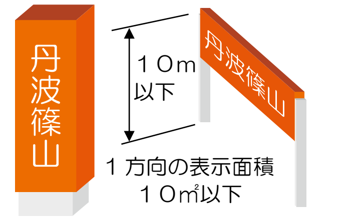

⑦道標・案内図板等	自己敷地外建植え	１方向の表示面積	道標　２㎡以下 案内図板　６㎡以下 説明板　４㎡以下 その他　６㎡以下
		地上からの高さ	3m以下
		相互距離	5m 以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離５m 以上
		その他	①寄贈者名等表示部分の表示面の面積に対する割合１/５以下 ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止
	その他の基準		許可の共通基準（P.７参照）及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること

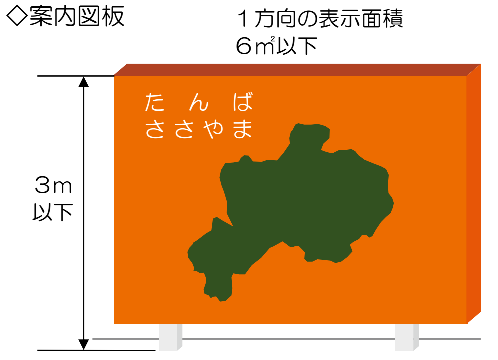

⑧案内誘導広告	１方向の表示面積		5㎡以下
	その他の基準		許可の共通基準（P.７参照）及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること
	自己敷地外建植え	１方向の表示面積	①２㎡以下（集合案内誘導広告物を除く） ②集合案内誘導広告物にあっては、１方向の表示面の面積の合計は８㎡以下かつ一つの施設等への案内誘導に係るものの一方向の表示面の面積は１㎡以下
		数量	案内しようとする施設等につき５基以下
		横の長さ	2m 以下
		地上からの高さ	3m 以下（市長が特にやむを得ないと認める場合又は集合看板は５m 以下）
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から１０km 以内
		相互距離	5m 以上
		掲出場所	①交通信号機・踏切からの距離５m 以上 ②原則、田園沿道区域（P.３参照）は設置禁止
		その他表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合 1/4 以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ④集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること

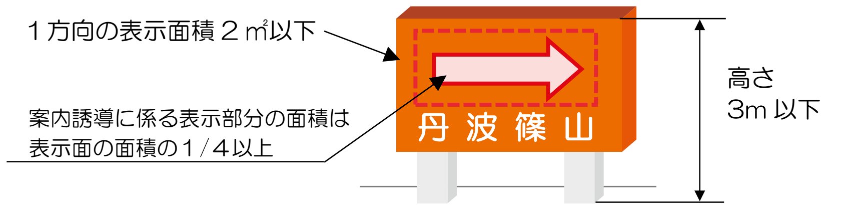

① 自家用広告物

その他の表示方法	ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、LEDサインを使用しないものを除く）
その他の基準	許可の共通基準（P.7参照）及び屋上利用広告、壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、自己敷地内建植え広告（数量）、垣・塀利用広告、アドバルーン、広告旗、置看板・立看板の個別基準に適合していること

②自家用及び非自家用屋外広告物の個別基準

色彩基準	規制色を使用する地色部分の面積は表示面の面積の1/2以下（1枚当たり15㎡未満は除く）	
①屋上利用広告	1方向の表示面積	30㎡以下
	広告物の高さ	4m以下、地上から設置箇所までの高さの1/2以下
	地上からの高さ	16m以下（高さ12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さに3mを加えた高さ以下）
	掲出場所	木造建築物は設置禁止
	その他の表示方法	①建築物（屋上構造物を除く）の壁面の延長面から突出禁止 ②支柱及び骨組みが露出しないようルーバーなどにより遮蔽すること ③ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅が急速なもの禁止

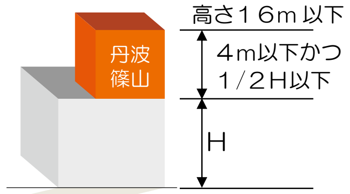

②壁面利用広告	表示面積の合計	①1枚当たり30㎡以下、壁面の1/5以下 （LEDサインを使用する場合は、その表示面積に4を乗じて得た面積が壁面の1/5以下） ②広告幕は長さ15m以下（懸垂幕は12m以下）、幅1.5m以下
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	その他表示方法	①壁面の外郭線からの突出禁止 ②窓・開口部はふさがないこと（広告幕を除く） ③同一意匠は1壁面に1個（枚）

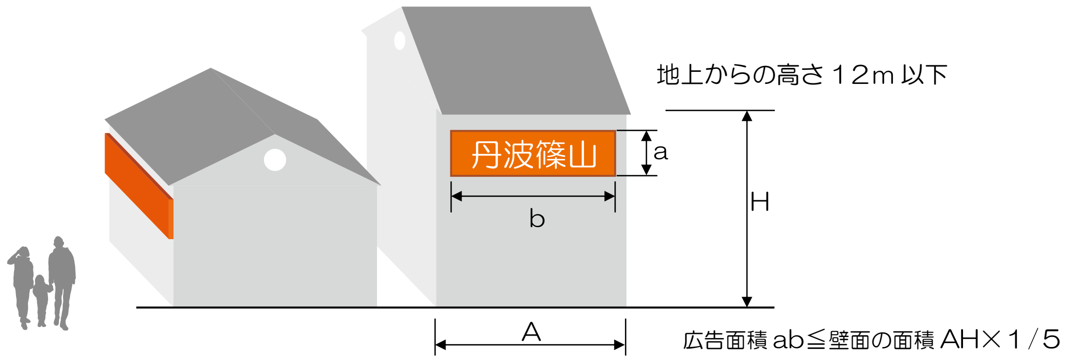

③壁面突出広告	建築物からの出幅	建築物から1.5m以下、道路境界線から1m以下
	地上からの高さ	12m以下（高さが12mを超える建築物で市長が特に認める場合は、建築物の高さ以下）
	道路面からの高さ	4.5m以上（歩道2.5m以上）
	その他表示方法	・壁面上端を超える突出禁止 ・広告物の表示面以外の面は、金属等で被覆し、露出させないこと ・交通信号機から10m以内でネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ光源の点滅禁止

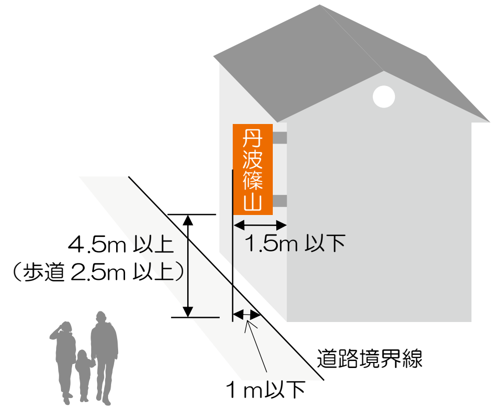

④庇利用広告	表示面積の合計	15㎡以下
	広告物の高さ	3m以下、地上から設置箇所までの高さの1/3以下
	その他表示方法	屋根を超えて突出させないこと

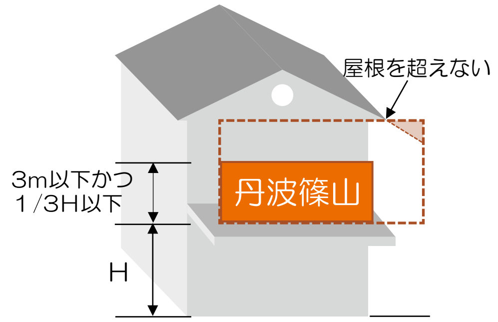

※ 庇利用広告とは、建築物の1階の屋根、軒又は庇に設置する広告物をいいます。

⑤自己敷地内建植え広告	1方向の表示面積	20㎡以下、表示面積の合計50㎡以下
	数量	2基以下
	地上からの高さ	10m以下
	その他表示方法	地上からの高さが5mを超える場合は、ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインの使用禁止かつ点滅が急速なもの禁止

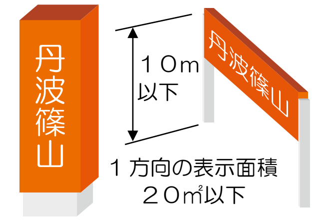

⑥自己敷地外建植え広告（野立広告物）	1方向の表示面積	10㎡以下、表示面積の合計20㎡以下
	地上からの高さ	5m以下
	相互距離	5m以上
	掲載場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上
	その他	ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止

⑦道標・案内図板等		1方向の表示面積	10㎡以下、標示面の合計20㎡以下
	自己敷地外建植え	地上からの高さ	5m以下
		相互距離	5m以上
		掲出場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上
		その他	ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止
		その他の基準	許可の共通基準（P.7参照）及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること

◇案内図板 1方向の表示面積10㎡以下

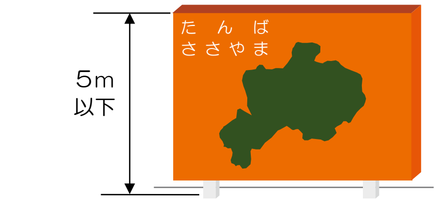

⑧案内誘導広告		1方向の表示面積	10㎡以下、表示面積の合計20㎡以下
		その他の基準	許可の共通基準（P.7参照）及び壁面利用広告、壁面突出広告、庇利用広告、電柱利用広告、バス停留所標識利用広告、消火栓標識利用広告、垣・塀利用広告、置看板・立看板の個別基準に適合していること
	自己敷地外建植え	数量	案内しようとする施設等につき5基以下
		地上からの高さ	5m以下
		誘導距離	案内誘導しようとする施設から10km以内
		相互距離	5m以上
		掲出場所	①交通信号機・踏切からの距離5m以上 ②原則、田園沿道区域（P.3参照）は設置禁止
		その他表示方法	①名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のための必要最小限の事項を表示すること ②方向、距離等、誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止 ④集合案内誘導広告物は、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること

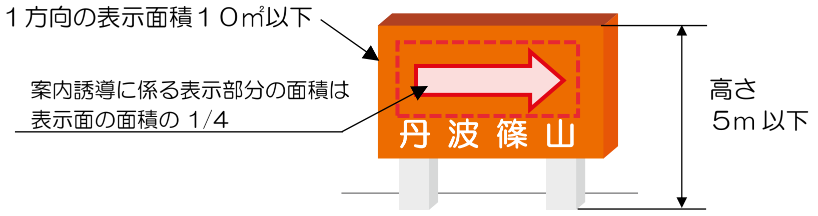

（3）各地域共通の個別基準適用の広告物

1） 電柱利用広告

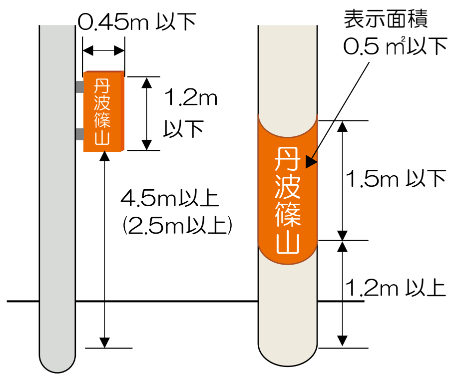

区　分	基　　準
規　　　格	①突出するもの　　縦1.2m以下、横0.45m以下 ②巻きつけるもの　縦1.5m以下 　表示面積0.5㎡以下
数　　　量	電柱1本につき、突出するもの、巻き付けるもの各1個
道路面からの高さ	①突出するもの　4.5m以上（歩道上2.5m以上） ②巻き付けるもの　1.2m以上
掲　出　場　所	交通信号機からの距離5m以上
色　　　彩	各地域の色彩基準を参照
その他の表示方法	突出するものは ①設置する方向が歩車道の区別のある道路にあっては歩道側、その他の道路にあっては路肩側とすること ②柱から垂直に0.15m離して上下端を塗装した帯鉄で取り付けること

2） 街灯利用広告

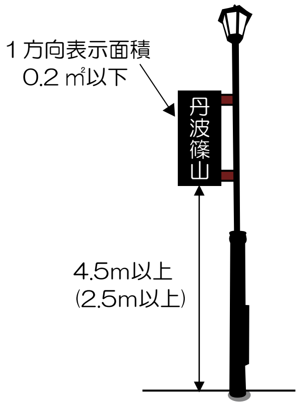

区　分	基　　準
表　示　目　的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとすること
1方向の表示面の面　　　積	0.2㎡以下
数　　　量	街灯1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
掲　出　場　所	交通信号機からの距離5m以上
色　　　彩	各地域の色彩基準を参照
その他の表示方法	①同一商店街に掲出するものは規格を統一すること ②厚さ0.15m以下の板状又は箱状の燃えにくい構造とすること

3） バス停留所標識利用広告

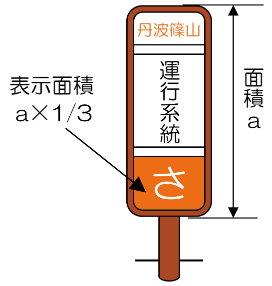

区　分	基　　準
1方向の表示面の面　　　積	表示板の表示面の面積の1/3以下
数　　　量	1個
色　　　彩	各地域の色彩基準を参照
その他の表示方法	車両の進行方向から展望できない面に表示すること

4） 消火栓標識利用広告

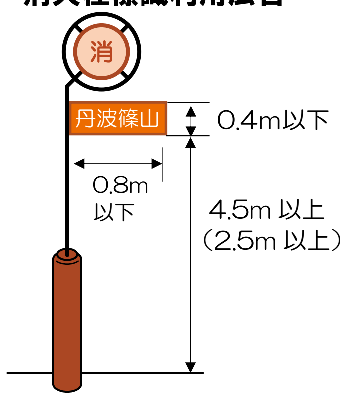

区　分	基　　準
規　　　格	縦0.4m以下、横0.8m以下
数　　　量	標識1本につき、突出するもの1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
掲　出　場　所	交通信号機からの距離5m以上
色　　　彩	各地域の色彩基準を参照

5） アーチ利用広告

区　分	基　　準
表　示　目　的	商店街、自治会等が、商店街名、町名等を表示するためのものとすること
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止

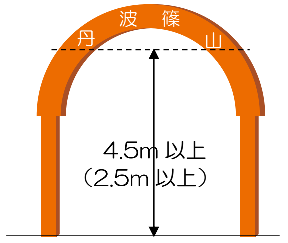

6） アーケード利用広告

区　分	基　　準
1方向の表示面の面　　　積	0.5㎡以下
数　　　量	広告物等を掲出しようとする者1人につき1個
道路面からの高さ	4.5m以上（歩道上2.5m以上）
その他の表示方法	①同一商店街に掲出するものにあっては規格を統一すること ②照明を伴うものであること ③ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅禁止

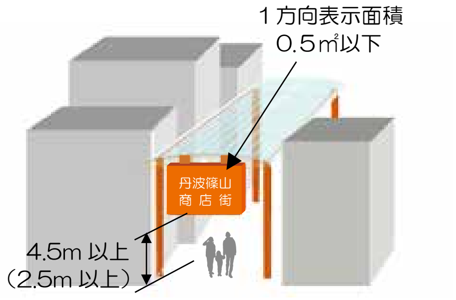

7） 自動車表示広告

区　分	基　　準
色　　彩　　等	宣伝車（※）は、消防自動車又は救急自動車と紛らわしくないものとすること
表　示　面　積	路線バスは、1側部につき3㎡以下、後部は1㎡以下（フィルムを張り付ける場合は除く）
その他の表示方法	路線バスの前部には表示しないこと

※宣伝車　自動車登録規則別表第2に規定する広告宣伝車用自動車をいう。

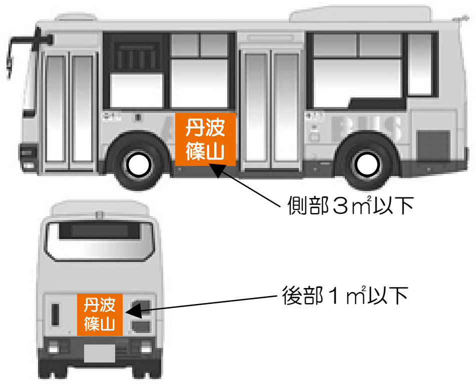

8） 垣・塀利用広告

区　分	基　　準
表示面積の合計	①第1種地域から第4種地域は1枚当たり5㎡以下 　第5種地域は1枚当たり7㎡以下 　第6種地域は1枚当たり10㎡以下 　第7種地域は1枚当たり15㎡以下 ②掲出される垣又は塀の面の面積の1/5以下
数　　　量	2個以下
その他の表示方法	垣又は塀の外郭線から突出させないこと

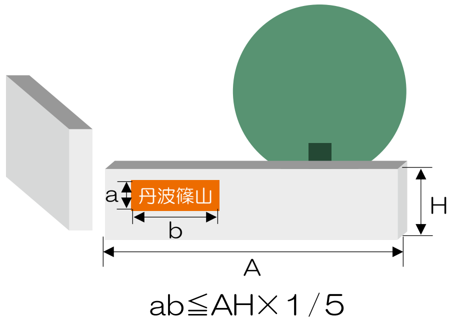

9） 広告幕（壁面を利用するものを除く）

区　分	基　　準
道路面からの高さ	横断幕は4.5m以上

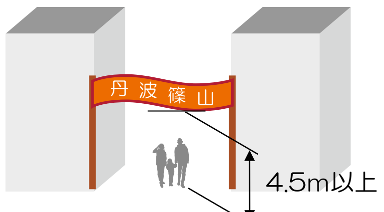

10） アドバルーン

区　分	基　　準
規　　格　　等	幅1.5m以下、高さ15m以下

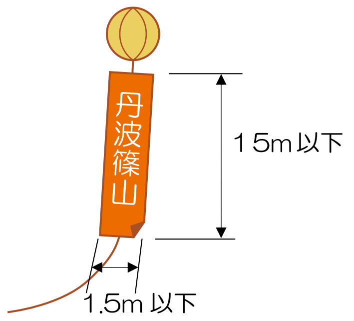

１１） 広告旗

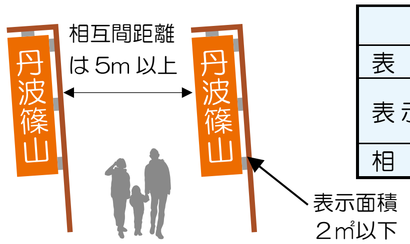

区　分	基　　準
表　示　面　積	２㎡以下
表示面積の合計	第５種地域・第６種地域　１０㎡以下 第７種地域　２０㎡以下
相　互　距　離	広告旗の相互間距離は５m以上とすること

１２） 置看板・立看板

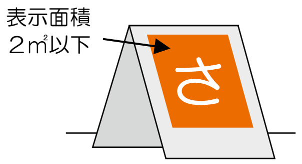

区　分	基　　準
１方向の表示面の面　積	２㎡以下
掲　出　場　所	道路上には設置しないこと

10. 特例基準（条例第１５条）

大規模小売店舗等において自己の敷地に建植えする自家用広告物を掲出する場合の特例

（１）要件

ア　次のいずれかに係る自家用広告物であること
（ア）大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗
（イ）消費生活協同組合が設置する店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が 500 ㎡を超えるもの
（ウ）農業協同組合が設置する店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が 500 ㎡を超えるもの
（エ）上記以外の小売業（飲食店業を除き、物品加工修理業を含む）を行なう店舗のうち、一つの建物内の店舗面積の合計が 500 ㎡を超えるもの
（オ）駐車場法に規定する路外駐車場で自動車の駐車用に供する部分の面積が 500 ㎡以上であるものを有する施設
イ　設置しようとする自家用広告物等が、当該店舗等及び駐車場への円滑な誘導に特に必要と認められること

（２）各地域における許可の基準

区分		第１種地域	第２種地域	第３種地域	第４種地域	第５種地域	第６種地域
壁面利用広告の表示方法		同一意匠は１壁面に１枚（基・個） 但し、出入り口が複数ある場合は出入口につき１枚（基・個）					
自己敷地内建植え広告	表示面積	１０㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は５㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計５㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	１０㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は５㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計５㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	１５㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は７㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計７㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	２０㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は１０㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計１０㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	３０㎡以下（自己の氏名、店名等以外の表示は１５㎡以下） 但し、駐車場表示広告物等は、合計 15 ㎡以内に限り表示面積に算入しないことができる	
	数量	３枚（基、個）以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる		４枚（基、個）以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる		５枚（基、個）以下 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる	
	その他	①建築物の壁面から突出させないこと ②ネオンサイン等の使用禁止かつ光源の点滅の禁止	①ネオンサイン等の使用禁止（建築物を利用するもので、ネオン管の露出していないもの又は LED サインを使用しないものを除く） ②光源の点滅の禁止			①ネオン管の露出しているネオンサインの使用禁止 ②光源の点滅が急速なもの禁止	
		駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の表示面の面積に対する割合は１／４以下とする					

区　分		第７種地域		
		（１）のアの（ア）から（エ）までに掲げる店舗		（１）のアの（オ）に掲げる施設
		店舗面積 3,000 ㎡以上	店舗面積 500 ㎡超 3,000 ㎡未満	
壁面利用広告の表示方法		同一意匠は１壁面に１枚（基・個） 但し、出入り口が複数ある場合は出入口につき１枚（基・個）		
自己敷地内建植え広告	数　量	敷地に接する道路ごとに２基以下 但し、駐車場表示広告物等（※）は基数に算入しないことができる	２基以下とする 但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しないことができる	
	その他表示方法	①広告物の上端の地上からの高さが５mを超えるものを掲出する場合は、ネオン管の露出しているネオンサインの使用禁止かつ急速な光源の点滅禁止 ②駐車場表示広告物等については、自己の名称、店名又は商標に係る表示部分の表示面の面積に対する割合は１／４以下とする		

※駐車場表示広告物　駐車場の場所を表示する広告物、駐車場への進入路及び退出路を表示誘導する広告物、駐車場の満空を表示する広告物、駐車場を管制するための広告物並びにこれらに類する広告物

11. 許可申請手続き

屋外広告物を設置する場合には、一部の適用除外広告物を除いて、あらかじめ市長の許可が必要です。また、広告物等を変更（表示内容の変更、改造、移転等）する場合についても許可が必要です。

（１）許可手続きの流れ

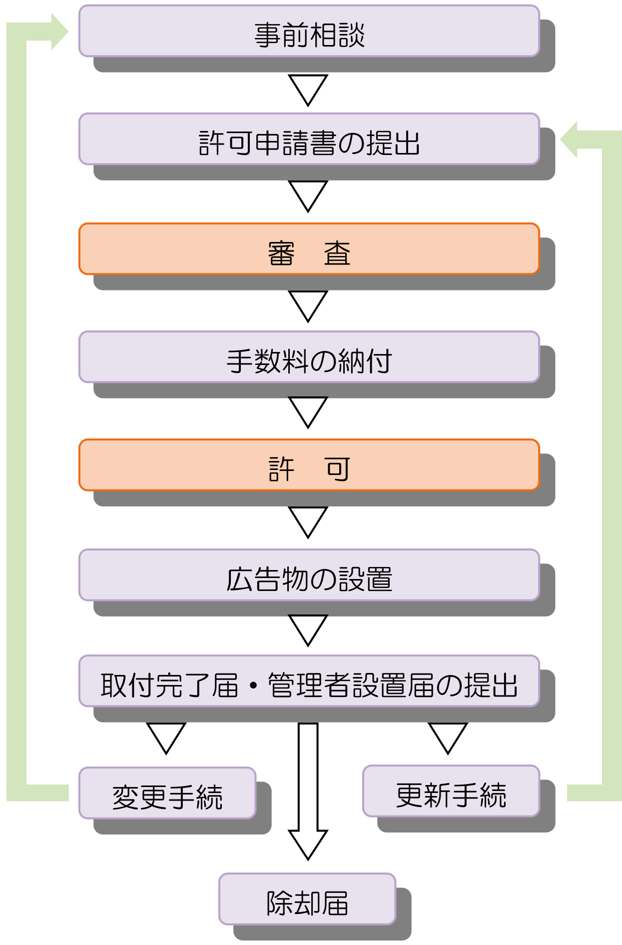

（２）許可申請等の必要書類（条例第８条、第１７条第１項、同条第２項）

提　出　書　類	新規変更	更新
屋外広告物許可申請書（正副２部）	●	●
付近見取図、掲出場所の状況が分かるカラー写真（直近３ヶ月以内に撮影したもの）	●	●
広告物等の形状、材料、構造に関する仕様書・構造図	●	－
広告物の色彩、意匠、表示面積を明らかにした模写図	●	－
建築物を利用するものは、建築物との位置関係、壁面等の状況を明らかにした図面、既存広告物の模写図、カラー写真	○	－
道路等までの距離、交通信号機、踏切までの距離、他の広告物との相互距離を明らかにした図面	○	－
他人の土地、建築物、物件に掲出する場合は許可書・承諾書・賃貸契約書等の写し	○	○
屋外広告物自己点検結果報告書	－	●
委任状（広告主が申請手続きを他人に委任する場合）	○	○
その他必要と認める図書等	○	○

●：提出が必須となる書類
○：該当する場合に必要となる書類

（３）許可期間と手数料

・広告物は、その種類によって許可期間と手数料が定められています。
・申請手数料は、新規、変更、更新の各許可申請の際に必要となり、申請の際に納付しなければなりません。

広告物の種類	単　位	手数料の金額	許可期間
看板、広告板、広告塔			
５㎡未満	１枚・１基につき	１，０００円	２年以内
５㎡以上から１０㎡未満	１枚・１基につき	２，０００円	
１０㎡以上	１枚・１基につき	３，０００円 １５㎡を超えるものは、３，０００円に１５㎡を超える５㎡又はその端数ごとに１，０００円を加算した額とする	
アーチによるもの	１基につき	４，０００円	２年以内
宣伝車	１台につき	２，０００円	１年以内
電柱・街灯利用広告物	１個につき	３００円	
標識利用広告物	１個につき	３００円	
車体利用広告物	１個につき	３００円	
アドバルーン	１個につき	８００円	３月以内
広告幕	１枚につき	３００円	
のぼり・旗	１個につき	３００円	
貼紙・貼札	１００枚につき １００枚未満であるときは１００枚とする	３００円	
その他の広告物	１枚（基、個）につき	３００円	

（４）許可期間の更新

許可期間経過後も引き続き掲出する場合には、許可期間が３月を超え２年以内のものは、期間満了の 30 日前、その他のものにあっては 10 日前までに許可期間の更新手続きが必要です。

（５）完了の届出（条例第１８条）

看板、広告板、広告塔、アーチによる広告物について、市長の許可を受け、広告物等の取り付けが完了したときは、屋外広告物取付完了届に当該広告物等のカラー写真を添付して、速やかに市長に届け出なければなりません。

１２．その他の事項

（１）管理義務（条例第１９条）

掲出者や管理者は、広告物等の補修、その他必要な管理を怠らないようにして、良好な状態に保持しなければなりません。

◆管理者設置届（条例第２０条、第２１条）

・屋外広告物等を掲出する場合は、必ず広告物等を管理する者を置かなければなりません。
・管理者を設置した場合は、遅滞なく市長に屋外広告物管理者設置届を提出する必要があります。
・掲出者の変更や管理者に氏名や住所の変更があった場合も、遅滞なく市長に屋外広告物表示・設置者（管理者）変更届を提出しなければなりません。

（２）広告物等の除却義務（条例第２２条第１項）

屋外広告物等を掲出する者又は管理する者は、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければなりません。

①許可期間が満了したとき
②許可が取り消されたとき
③広告物等の掲出が必要でなくなったとき
④経過措置期間が経過したとき

◆除却等の届出（条例第２２条第２項）

屋外広告物を除却した者は、遅滞なく市長に屋外広告物除却（滅失）届を提出しなければなりません。

（３）措置命令（条例第２３条第１項）

条例の規定に違反する広告物については、その掲出者や管理者に改修、移転、除却などの是正措置を求め、これに応じない場合には強制的に撤去することがあります。

（４）違反の表示等（条例第３６条）

市長は条例や条例に基づく許可に付した条件に違反した広告物等に、当該広告物が違反した旨を表示することがあります。また、市長は、広告物等の掲出者や管理者が条例や条例に基づく許可に付した条件に違反した場合は、その内容について公表することができます。

（５）罰則（条例第３８条から第４１条）

次のような場合は、50 万円以下の罰金に処せられることがあります。

◇許可が必要なのに許可を受けなかったとき
◇禁止されている地域や物件に掲出したとき
◇市長の改修、移転、除去の命令に違反したとき
など

１３．経過措置

改正丹波篠山市屋外広告物条例の施行前に許可を受けた広告物のうち、改正条例の許可基準で適合しなくなった広告物については、条例施行後 ３ 年間（広告板、広告塔などの堅固なものは ５ 年間）に限り改正前の許可基準で引き続き許可を受けることができます。

この期間終了までに許可基準に適合するための改修や除却を行う場合、別途助成制度があります。

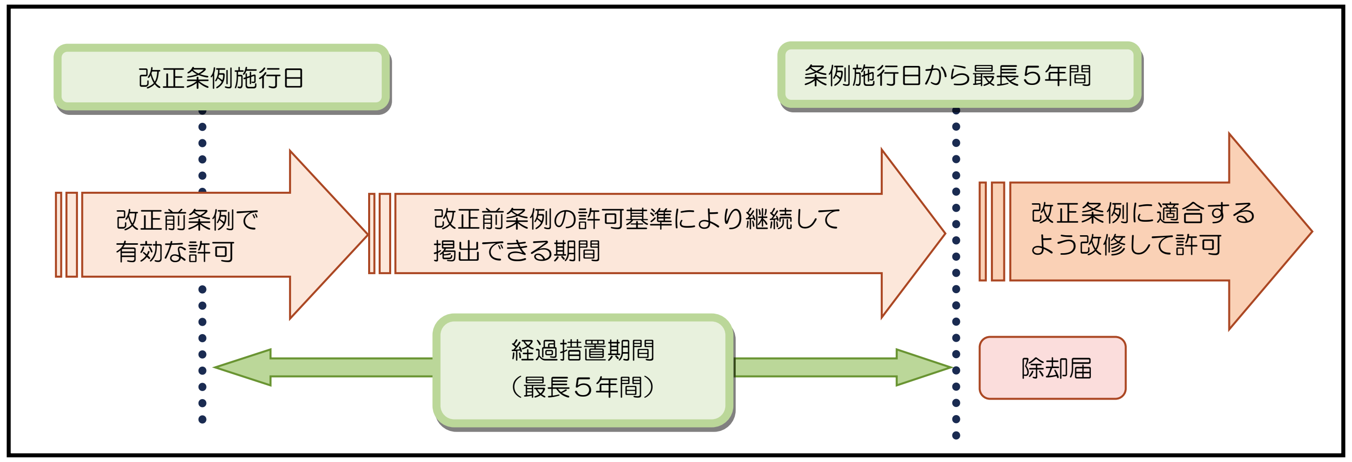

丹波篠山市屋外広告物規制区域図

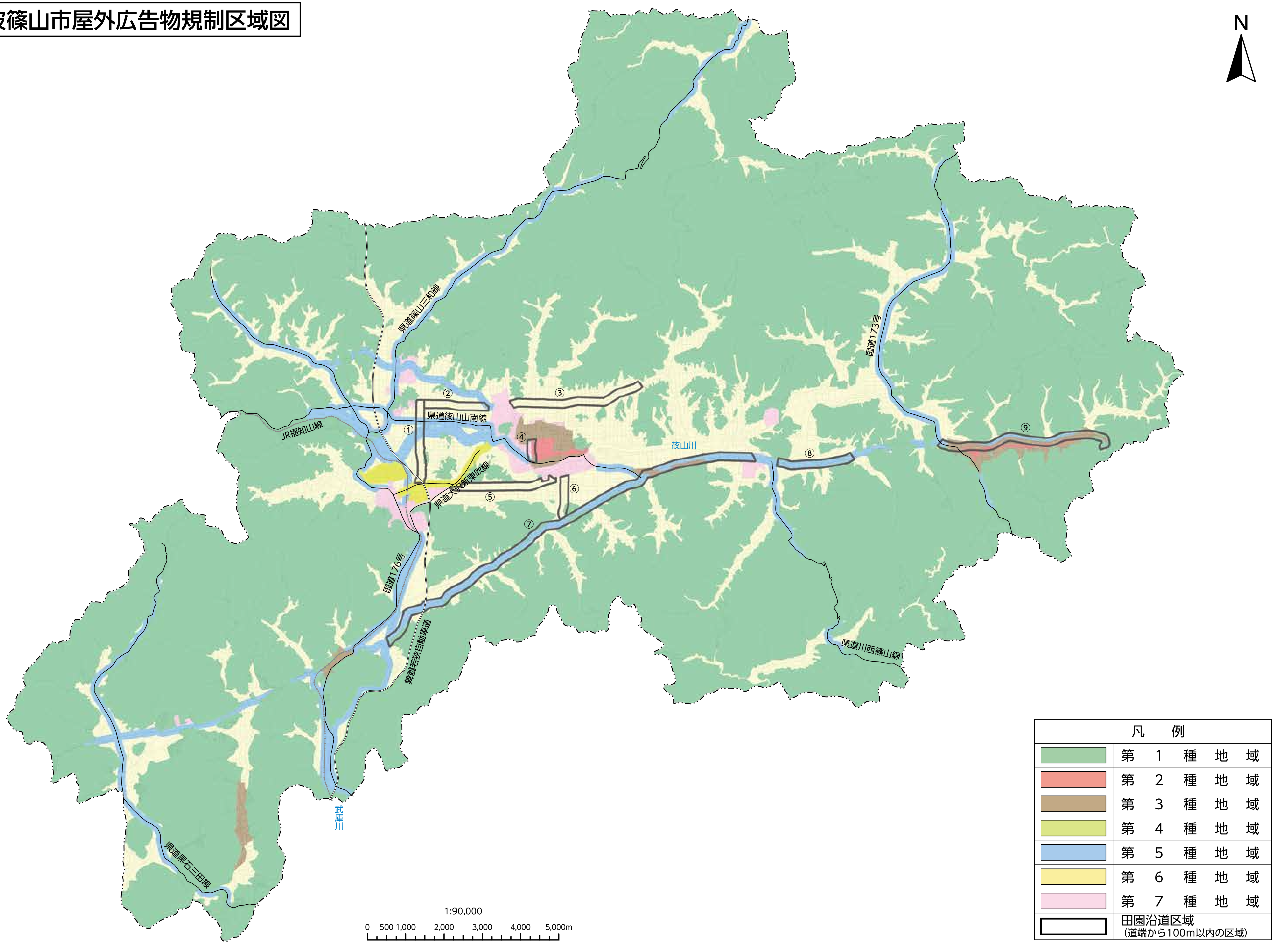

凡　例	
(緑)	第 1 種 地 域
(赤)	第 2 種 地 域
(茶)	第 3 種 地 域
(黄緑)	第 4 種 地 域
(青)	第 5 種 地 域
(黄)	第 6 種 地 域
(桃)	第 7 種 地 域
(枠)	田園沿道区域 (道端から100m以内の区域)